

第28号かまがや消費生活

センターだより

〈平成31年3月発行〉

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL: 047-445-1240

※予約優先

引越し業者との契約は、**契約書・約款**を確認しましょう

春は進学・就職・転勤などによる引越しシーズンです。

引越し業者の選定では、国土交通省が定めた【標準引越運送約款】を提示する業者であることがポイントの一つとして挙げられます。2018年6月に消費者ニーズの多様化、ドライバーや車輛不足に対応するため、標準引越運送約款は大きく改正されました。



【解約・延期手数料の改正】

解約・延期日	改正前	改正後(2018.6~)
当日	運賃の20%以内	運賃と料金の 50% 以内
前日	運賃の10%以内	運賃と料金の 30% 以内
前々日	-	運賃と料金の 20% 以内

改正により最大で

「運賃と料金(※)の50%」の解約手数料がかかります。

(※「運賃」=時間または距離に応じた基準運賃)

(※「料金」=積み込み、搬出、搬入、荷造り・開梱などに要する費用)

引越し業者との契約での**5つの**注意点！！

① 契約書・約款の提示のある業者を選びましょう

約款の提示が義務付けられています。

② 見積りは具体的に記載されているか確認しましょう

見積りは基本的に無料です。業者名、所在地、連絡先、引越価格、作業範囲、解約料などの記載を確認し、不明点がないようにしましょう。キャンセルを防ぐため、内金などと称して代金を請求するような業者に注意しましょう。現金、有価証券、貴金属、危険物、損害を及ぼすような不潔な物・特殊な物などは、事前に業者へ申し出て下さい。

③ 業者は、引越し3日前までに見積り確認の連絡が義務付けられています(2018.6改正)

見積り時より荷物が増減した場合は、連絡が来た際に必ず申し出ましょう。また、引越し3日前の見積もり確認後にキャンセルする場合、約款に規定するキャンセル料が発生します。

④ 引越後に荷物の破損や紛失があった時は

引越し後、3ヶ月以内に申し出ることになっていますが、気がついた時点で連絡しましょう。また、損害賠償の請求は1年以内に行うこととされています。



※改正前は、「貸切引越運送」(1台又は複数台のトラックを貸し切り、1つの引越運送が行われる)のみが対象でしたが、改正により、混載便(複数の引越運送を1台のトラックでまとめて行う)についても、本約款の対象となりました。

契約とはどれでしょう？

クイズにチャレンジ！



- ①店で洋服を買う
- ②知人と公園に行く約束をする
- ③切符を買って電車に乗る
- ④ヘアサロンで髪を切る
- ⑤ネット通販で靴を注文する

※答えは下を見てね！

正解は…



正解 契約は、①③④⑤です。商品を買ったり、サービスを利用することも契約

契約は慎重に！

契約とは「法的な責任を伴う約束」の事です。

売買契約は「売ります」と「買います」の約束を交わすことです。民法ではこの「売る、買う」の意思が互いに合致した時点で売買契約が成立します。

法律で規定がない場合は、書面を交わさなくても口頭で契約は成立します。契約書や署名・捺印は契約内容を確認し保存するためのものです。

契約は一方的にやめることは出来ません。契約する時は、内容をよく検討し、慎重に判断することが必要です。



消費者トラブルでお困りの際は、お気軽に鎌ヶ谷市消費生活センターまでご相談下さい。

TEL047-445-1246 (予約優先)